

会 議 録

会議名称	令和6年度第1回佐倉市障害者総合支援協議会
開催日時	令和6年9月12日 13時30分～16時00分
開催場所	佐倉市役所 社会福祉センター3階 中会議室
出席者等	委 員：大藏委員、須藤委員、鎌田委員、秀島委員、近藤委員、 松島委員、木村委員、松本委員、松山委員、篠塚委員、 大賀委員、鈴木委員、安部委員 事務局：福祉部 山本部長 障害福祉課 松澤課長、日暮副主幹、土屋主査、 東城主査、平野主査、長谷川主査補、井上主任主事
会議議題	① 佐倉市障害者総合支援協議会会長及び副会長の選出について ② 令和6年度専門部会等の取組について ③ 第6次障害者計画等の総括について ④ 地域生活支援拠点等の整備について ⑤ 障害者週間のイベントについて ⑥ 日中サービス支援型共同生活援助の定期報告（非公開） ⑦ 株式会社 恵の不正行為等への対応について（非公開） ⑧ 令和5年度障害者虐待について（非公開）
会議経過	別紙 令和6年度第1回佐倉市障害者総合支援協議会 会議録のとおり

令和6年度第1回佐倉市障害者総合支援協議会 会議録

【1 開会】

【2 議題等】

- ① 佐倉市障害者総合支援協議会会長及び副会長の選出について
- ② 令和6年度専門部会等の取組について
- ③ 第6次障害者計画等の総括について
- ④ 地域生活支援拠点等の整備について
- ⑤ 障害者週間のイベントについて
- ⑥ 日中サービス支援型共同生活援助の定期報告（非公開）
- ⑦ 株式会社 恵の不正行為等への対応について（非公開）
- ⑧ 令和5年度障害者虐待について（非公開）

【3 閉会】

① 佐倉市障害者総合支援協議会会長及び副会長の選出について

（事務局）

会長及び副会長の選出については、佐倉市障害者総合支援協議会要綱第5条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっている。選出にあたり、意見はあるか。

（委員）

特になし

（事務局）

事務局からの案として、会長を大藏委員に、副会長を須藤委員にお願いしたいと考えている。意見はあるか。

（委員）

特になし

（事務局）

では、会長を大藏委員に、副会長を須藤委員に選任する

② 令和6年度専門部会等の取組について

（事務局）<資料 1-1>

障害者総合支援協議会の概要について説明。

【生活支援部会】

(委員) <資料 1-2.P1-4>

生活支援部会の活動について説明。

質疑

(委員)

・医療的ケア児・者は、佐倉市では何人いるのか？

(委員)

・28名を把握している。

(委員)

・いつ災害がおこるかわからないので、医ケア児・者が安心して暮らしていけるため、電源問題など、検討を進めていただきたい。

(委員)

・グループホーム等事業所連絡会の19人とはグループホームの総数なのか。グループホーム等支援ワーカー事業を実施しているので参加させていただきたい。

(委員)

・総数ではない。
・参加が少ない現状がある。個別に電話をかけ、参加を呼びかけるが、約半数ほどの参加である。
・参加するメリットを検討しており、相談支援事業所からの意見をいただく場や、グループホームの利用者の対応について相談ができる場を設けたいと思っている。

【啓発・権利擁護部会】

(事務局) <資料 1-2.P5-6>

啓発・権利擁護部会の活動について説明。

質疑

(委員)

・以前県社協事業で、「福祉教育プログラム集<高齢者編・障害編>の作成に関わったため、協力できることがあればお知らせいただきたい。

【精神部会】

(委員) <資料 1-2.P14-16>

精神部会の活動について説明。

(資料 1-2.P14) 【課題】当事者部会からの意見の具体化へ向けた取り組みについて
・令和6年1月に当事者部会を発足した。その中で出た意見から、通院しているが福祉

サービスにつながっていない方のための冊子を作製予定である。また、災害関係の冊子（精神部会にて作成）があるので、それを活用し対策情報をお伝えしていきたいと考えている。

質疑

特になし

【療育支援・教育部会】

（委員）＜資料 1-2.P10-13＞

療育支援・教育部会の活動について説明。

質疑

特になし

【就労支援部会】

（委員）＜資料 1-2.P7-9＞

就労支援部会の活動について説明。

質疑

特になし

【精神障害者相談支援事業】

（委員）＜資料 1-2.P17-20＞

精神障害者相談支援事業の概要について報告。

・支援件数、相談件数については、毎年同数ほどの実績である。

質疑

（委員）

・精神障害者相談会の記載があるが、いつから実施しているものか。また、資料に記載のある件数について、少ないと感じるがその理由は何か。

（委員）

・約 15 年前から実施している。

・件数は 4 月から 7 月の集計であるため少ない。

【療育支援コーディネーター事業】

（委員）＜資料 1-2.P21-24＞

療育支援コーディネーター事業の概要について報告。

- ・近年は不登校の障害児に関わる障害福祉サービスの利用調整等を行うことは増加傾向である。

質疑

(委員)

- ・小・中学校では8.8%の児童生徒が発達障害である。発達障害の支援を検討する会議体の設置が必要ではないか。
- ・専門部会でも子どもの話題が多いことから、「子ども部会」の設置等も考えられるのか。

(委員)

検討していく。

(委員)

- ・相談件数が多いが、1名で対応しているのか。

(委員)

- ・担当者以外には、事業所の相談員4名の他、嘱託職員、言語聴覚士で適宜連携して対応している。

(委員)

- ・主な相談事例に記載されている「先天性中枢性低換気症」について、ライフサポートファイルの効果検証を行ってはどうか。

(委員)

今後の参考にさせていただく。

③ 第6次障害者計画等の総括について

(事務局) <資料 2-1.2-2.2-3>

- ・令和3年度から5年度までの第6次佐倉市障害者計画について、総括(特に令和5年度の取組)について説明。
- ・資料 2-3 については、国での目標値を踏まえた市の計画を定め、その成果目標に対しての実施の結果を示している。

【総括】

- ・令和5年2月に実施したアンケートによると、約40%の障害者が差別や偏見、疎外感を感じており、また、障害理解が進んだと感じていない方も約40%程度いるという結果であった。
- ・障害理解の促進は、中心的な施策として位置付けている。

質疑

(委員)

- ・(資料 2-3) 計画相談支援について、佐倉市では、セルフプランは基本認めない方針で実施されており、相談員の数と支援員の業務量はいかがか。

(事務局)

- ・資料記載の 147 人 (R5 実績の実人数) は、計画相談支援のみであり、サービス利用計画以外の相談がある。セルフプランは法律上否定するものではないが、実態としてはほとんど行われていない。相談支援事業所連絡会での意見交換を踏まえて推移等を見守っていききたい。

(委員)

- ・市委託相談支援事業所ではない、相談員の有資格者がいる事業所が出てきている。
- ・委託の相談支援事業所以外の相談支援専門員にも協力いただきながら、対応していきたい。

(委員)

- ・厚労省がデータで示しているが、相談支援は県によって相当違うように見える。そのデータは、相談支援の全国の件数を載せているが、これは何に使っているデータか。

(事務局)

- ・相談支援事業が障害者総合支援法の市町村の必須事業として規定されているため、市町村は国に対して、県を通じて件数等を報告している。国は、そのデータをもとに、政策等を検討していくというのが、一般的な見解である。

(委員)

- ・(資料 2-3) 短期入所の実人員が少ないが、ニーズがないとは思えない。

(事務局)

- ・短期入所はニーズに比して、供給量が少ない認識である。また、利用する可能性がある状況で、支給決定を受けて実際は利用しない人も一定数いる。

(委員)

- ・コロナ感染拡大期は、短期入所の受入停止を行っていた等の影響もある。また、短期入所が足りない状況がある。

(委員)

- ・(資料 2-3) 就労移行支援の利用が低調な理由は何か。

(事務局)

- ・利用期間中、賃金がない事が影響していると思われる。

(委員)

- ・(資料 2-3) 就労継続支援 A 型は株式会社の参入により増加しているが、どう評価しているのか。

(委員)

- ・公共機関を利用できない方の徒歩圏内に A 型事業所ができたことにより、利用者数が増加している。

④ 地域生活支援拠点等の整備について

(事務局) <資料3>

- P3(2)①地域生活における安心の確保
 - ・緊急時とは、「介護者が疾病等により障害者の介護が困難、障害者の行動特性や状態変化等により在宅での生活が困難等」と定義付けしている。
- P7 4. 緊急時支援に係る登録手続きについて
 - ・困った人を把握することが大切だと考えている。基本的には申請書1枚で登録できる形を目指している。
 - ・登録していなくても、相談はいつでも可能である。
- P197. 「地域生活支援拠点等運営委員会」の概要
 - ・5つの機能の役割分担やスケジュール等について、当事者の方々の意見も聞きながら、検討を進めていく。

質疑

(委員)

- ・(資料3)コーディネーターを配置する必要があると言ってきたが、障害福祉課がある程度中心的な役割を担うことを理解した。また、短期入所の整備等については、市だけでやるのではなく、国・県へ呼びかけが必要と考える。

⑤ 障害者週間のイベントについて

(事務局) <資料4・こうほう佐倉(令和6年8月15日号)記事>

- ・12月3日から9日の障害者週間において、今年も市でイベントを開催予定。
- ・今年のパラリンピックには、佐倉市から、2名の選手(陸上競技 やり投げ 山崎選手・バドミントン 松本選手)が出場されたことをきっかけに、障害理解の促進を進めていきたいと考えている。
- 4. イベント内容(案)について説明 ※裏面
 - ・2名の選手に来ていただき、来場された方との交流ができるよう調整中。
 - ・VR 発達障害の体験を新たに実施予定。実際に見て感じていただき、その体験後に障害についての説明や当事者のインタビュー映像などを併せて体験をしていただくことで、精神障害や発達障害など、特に外見からわかりにくい障害についての理解の促進を図りたいと考えている。

質疑

(委員)

- ・(資料 4) VR の体験だけではなく、障害の説明など総合的な説明が必要ではないか。

(事務局)

- ・周知等については、障がい者団体等連絡会の皆さまにも相談しながら検討していきたい。

(委員)

- ・(資料 4) VR 体験、市内小学校との連携は評価。小学校だけでなく、サークル等も検討してはどうか。

(事務局)

- ・検討していく。

⑥ 日中サービス支援型共同生活援助の定期報告(非公開)

⑦ 株式会社 恵の不正行為等への対応について(非公開)

⑧ 令和 5 年度障害者虐待について(非公開)

～閉会～